

稲羽東地区社会福祉協議会 会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、稲羽東地区社会福祉協議会と称し、事務所を会長宅に置く。

(目的)

第2条 本会は、社会福祉法人 各務原市社会福祉協議会 定款第1条による事業のうち、地域に適応した福祉活動を行い、地域ぐるみで住みよいまちづくりに努力することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

- (1) 社会福祉に関する調査、研究
- (2) 地域に適応した社会福祉事業の計画と実施
- (3) 社会福祉に関する広報、宣伝、啓発
- (4) 関係機関、団体との連絡、調整
- (5) 地域内で各種団体が行う福祉活動の援助
- (6) 地域内の生活課題を受け止め、解決に向けた取り組み
- (7) その他、本会の目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、社会福祉法人 各務原市社会福祉協議会 会員で、稲羽東小学校区に居住又は、事業所を有する者とする。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名<稲羽東自治会連合会ローテーション表による>
- (2) 副会長 2名<自治会連合会長、民生委員児童委員>
- (3) 理事 若干名
- (4) 評議員 若干名
- (5) 監事 2名
- (6) 福祉推進員 2名

(役員を選出)

第6条 副会長は、選出された役職に基づき、夫々の中から互選する。

2. 理事は稲羽東小学校区の自治会長・民生委員児童委員並びに社会福祉に熱意のある者をあてる。

3. 評議員は、地域の各分野から選出された、次の住民代表によって構成する。

- (1) 自治会長
- (2) 民生委員児童委員
- (3) 社会福祉に熱意のある者
- (4) 女性会議役員
- (5) 子ども会育成会役員
- (6) シニアクラブ役員
- (7) 身体障害者団体役員
- (8) 近隣ケアグループ役員
- (9) 保護司

4. 監事は、評議員（自治会長輪番制）の中から互選する。

5. 福祉推進員は、社会福祉に熱意のある者の中から会長が推薦し、理事会において選任する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は、1年とする。ただし、福祉推進員の任期は、1年とする。

2. 役員の再任については、これを妨げない。
3. 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
4. 役員は、任期満了後も後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(役員の職務)

第8条 会長は、本会を代表し会務を総括する。

2. 副会長は、会長が執行する組織運営を補佐し、会長が事故あるときは、あらかじめ定めた順位による副会長がその職務を代理する。
3. 理事は、理事会を組織し、会務を執行する。
4. 評議員は、評議員会を組織し、第12条第2項に定める事項を審議する。
5. 監事は、理事会に属し、本会の会務並びに会計の執行状況を監査する。
6. 福祉推進員は、会長が執行する業務運営を補佐し、事業活動を推進する。

(会計)

第9条 本会に会計を置く。

2. 会計は、理事の中から選出して、会長が委嘱する。
3. 会計は、本会の経理にあたる。

(会議)

第10条 会議は、理事会・評議員会及び総会とする。

2. 会議は、会長が召集する。
3. 会議は、出席した役員の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(理事会)

第11条 理事会に議長を置き、会長をもって、これにあてる。

2. 理事会は次の事項を審議する。
 - (1) 事業の方針並びに運営に関する事項
 - (2) 総会に付議する事項
 - (3) その他、会長が付議した事項

(評議員会)

第12条 評議員会に議長を置き、そのつと評議員の互選で定める。

2. 評議員会は、次の事項を審議する。
 - (1) 地区社協の方針に関する事項
 - (2) 事業計画並びに収支予算
 - (3) 事業報告並びに収支決算
 - (4) その他、会長が必要と認めた事項

(総会)

第13条 本会は、毎年1回以上総会を開くものとする。ただし、理事会と評議員会の合同会議をもって総会にかえることができる。

2. 総会に議長を置き、会長をもって、これにあてる。
3. 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 地区社協の方針に関する事項
 - (2) 事業計画並びに収支予算
 - (3) 事業報告並びに収支決算
 - (4) 会則等の制定及び改廃
 - (5) その他、会長が必要と認めた事項

(経費)

第14条 本会の経費は、次に掲げる収入をもってあてる。

- (1) 社会福祉法人 各務原市社会福祉協議会からの地区社協交付金
- (2) 地区運営費助成金
- (3) メニュー事業による助成金
- (4) 寄附金及びその他の収入

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会則の変更)

第16条 この会則は、総会の議決を得て変更することができる。

(委任)

第17条 この会則に定めるもののほか、地区社協の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この会則は、平成2年4月1日より施行する。

この会則は、平成8年4月1日より施行する。

この会則は、平成16年4月1日より施行する。

この会則は、平成19年4月1日より施行する。

この会則は、平成22年4月1日より施行する。

この会則は、平成27年4月1日より施行する。

この会則は、平成29年4月1日より施行する。